

共同企業体が参加し得る入札案件における建設工事の発注取扱要綱

平成 29 年 10 月 20 日 交資第 1290 号
一部改正 平成 30 年 6 月 22 日 30 交資第 722 号
一部改正 令和 3 年 12 月 24 日 3 交資第 1580 号

(目的)

第 1 条 交通局において契約締結する案件において、入札参加者数の増加と競争性の向上を図るため、単体企業と共同企業体とが同一案件に参加することができる競争入札（以下「混合入札」という。）の本格実施に当たり、その取扱い等について定める。

(対象工事)

第 2 条 混合入札の対象工事は、原則として、交通局において一般競争入札及び指名競争入札の方法により発注する工事で、別表第 1 に掲げるものとする。

- 2 共同企業体の結成を入札参加条件とする工事は、原則として、交通局において一般競争入札及び指名競争入札の方法により発注する工事で、別表第 2 に掲げるものとする。
- 3 前 2 項に掲げる以外の工事については、原則として、単体企業のみが入札に参加できるものとする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、局長が特に必要があると認める工事については、この限りでない。

(共同企業体の結成方法)

第 3 条 共同企業体の結成方法は、自主結成方式とする。

- 2 混合入札案件の入札参加条件は、契約担当者等（東京都交通局契約事務規程（昭和 39 年交通局規程第 15 号）第 5 条第 1 項に定める「契約担当者等」に同じ。）が契約締結すべき案件ごとに定める。

なお、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める額未満の案件については、原則として別表第 3 を基本とし、契約担当者等が契約案件ごとに定める。ただし、契約担当者等が必要と認める工事については、この限りでない。

- 3 共同企業体の構成員数は、原則として 2 者又は 3 者とする。ただし、契約担当者等が必要と認める工事については、この限りでない。

- 4 共同企業体の結成に当たって設定する出資割合については、次の全ての条件を満たすこと。

(1) 1 パーセント単位で設定し、全構成員の出資割合の合計が 100 パーセントであること。

(2) 共同企業体の構成員の出資割合のうち、第 1 順位の構成員については、構成員中最大であること。

なお、共同企業体の構成順位のうち、最下位の構成順位の者の出資割合については、下限のみを定めることとする。

(3) 構成順位が上位の者の出資割合が、構成順位が下位の者の出資割合を下回らないこと。

(共同企業体の資格審査)

第4条 共同企業体からは、当該工事の一般競争入札参加資格確認申請書又は希望票兼予定監理技術者等調書の提出に併せて、建設共同企業体協定書（甲）、委任状及び建設工事共同請負入札参加資格審査申込書を提出させる。

2 共同企業体の資格審査は建設共同企業体協定書（甲）、委任状及び建設工事共同請負入札参加資格審査申込書について行い、構成員のうちの資格最上位の企業と同一の資格を与える。

(入札参加資格確認及び指名)

第5条 一般競争入札により発注する工事にあつては、一般競争入札参加資格確認申請を行ったものに対し、一般競争入札参加資格確認結果通知書により当該入札案件への入札参加資格があることの確認を受けた者を当該案件の入札に参加させることができる。

2 指名競争入札により発注する工事にあつては、東京都交通局指名業者選考委員会による調査、審議の結果、選定された者を指名するものとし、指名通知書による通知を行う。

(共同企業体における契約保証金の取扱い)

第6条 構成員のうちに、契約保証金を免除できる企業がある場合は、これを免除する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は資産運用部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月30日から施行する。

2 平成29年10月29日以前に公告等を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日（以下「施行日」という。）以降に入札公告等を行った案件から適用を開始する。ただし、施行日前に入札公告等を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）以降に入札公告等を行った案件から適用を開始する。ただし、施行日前に入札公告等を行った案件については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

| | 業種名 | 業種番号 | 予定価格 |
|------|---------|------|----------|
| 建築工事 | 建築工事 | 07 | 6億円以上 |
| 土木工事 | 橋りょう工事 | 02 | 5億円以上 |
| | 河川工事 | 03 | |
| | 水道施設工事 | 04 | |
| | 下水道施設工事 | 05 | |
| | 一般土木工事 | 06 | |
| | 地下鉄工事 | 25 | |
| 設備工事 | 電気工事(※) | 08 | 2億5千万円以上 |
| | 給排水衛生工事 | 09 | |
| | 空調工事 | 10 | |

※電気工事については、変電設備機器(整流器、配電盤、変圧器設備等)の更新工事を除く。

別表第2(第2条関係)

| | 業種名 | 業種番号 | 予定価格 |
|------|------------|--------|----------|
| 建築工事 | コンクリートプレハブ | 29 | 6億円以上 |
| | 解体工事 | 31(01) | 1億5千万円以上 |
| | ひき家 | 31(02) | |
| | 防水 | 39 | |
| | 金網さく | 66 | |
| 土木工事 | 道路舗装工事 | 01 | 2億5千万円以上 |
| | しゅんせつ | 20 | 1億5千万円以上 |
| | 造園 | 27 | |
| | 運動場施設 | 28 | |
| | 一般塗装 | 37 | |
| | 橋りょう塗装 | 38 | |
| | 道路標識設置 | 74 | |
| 設備工事 | 消火設備 | 32 | 1億5千万円以上 |
| | テレビ共聴工事 | 80 | |
| | 防音壁・しゃ音壁 | 81 | |

別表第3(第3条関係)

【建築工事】 建築工事

| 発注規模 | | 6億円以上9億円未満 | 9億円以上16億円未満 | 16億円以上WTO基準額未満 |
|------|----|------------------------|------------------------|----------------------------|
| 単体 | | A大・A中小 B中小(能力) | A大 A中小(能力) | A大 A中小(能力) |
| JV | 1G | A大・A中小 B中小(能力) | A大 A中小(能力) | A大 A中小(能力) |
| | 2G | A中小 B中小(能力)～D中小(能力) | A中小 B中小(能力)～C中小(能力) | A中堅・A中小 B中小(能力)～C中小(能力) |

【土木工事】 橋りょう工事・河川工事・水道施設工事・下水道施設工事・一般土木工事

| 発注規模 | | 5億円以上7億円未満 | 7億円以上9億円未満 | 9億円以上WTO基準額未満 |
|------|----|--------------------|--------------------|-----------------|
| 単体 | | A大・A中小 B中小(能力) | A大 A中小(能力) | A大 A中小(能力) |
| JV | 1G | A大・A中小 B中小(能力) | A大 A中小(能力) | A大 A中小(能力) |
| | 2G | B中小～C中小 D中小(能力) | A中小～B中小 C中小(能力) | A中小(能力)～C中小(能力) |

【土木工事】 地下鉄工事

| 発注規模 | | 5億円以上WTO基準額未満 |
|------|----|---------------|
| 単体 | | 大 中小(能力) |
| JV | 1G | 大 中小(能力) |
| | 2G | 中小(能力) |

【設備工事】電気工事

| 発注規模 | 2. 5億円以上5億円未満 | 5億円以上9億円未満 | 9億円以上WTO基準額未満 | |
|------|--------------------------------|--|-------------------------------|-------------------------------|
| | | | 2者構成の場合 | 3者構成の場合 |
| 単体 | A1(能力)～A250(能力) A中小251(能力)～ | A1(能力)～A100(能力) A中小101(能力)～A中小300(能力) | A大(能力) A中小1(能力)～A中小100(能力) | A大(能力) A中小1(能力)～A中小100(能力) |
| JV | 1G | A1(能力)～A250(能力) A中小251(能力)～ | A大(能力) A中小1(能力)～A中小100(能力) | A大(能力) A中小1(能力)～A中小100(能力) |
| | 2G | A中小151(能力)～ B中小(能力) | A大(能力)・A中小(能力) | A大(能力)・A中小(能力) |
| | 3G | | | A大(能力)・A中小(能力) B中小(能力) |

【設備工事】給排水衛生工事・空調工事

| 発注規模 | 2. 5億円以上5億円未満 | 5億円以上9億円未満 | 9億円以上WTO基準額未満 | |
|------|--------------------------------|--|------------------------------|------------------------------|
| | | | 2者構成の場合 | 3者構成の場合 |
| 単体 | A1(能力)～A150(能力) A中小151(能力)～ | A1(能力)～A80(能力) A中小81(能力)～A中小150(能力) | A大(能力) A中小1(能力)～A中小80(能力) | A大(能力) A中小1(能力)～A中小80(能力) |
| JV | 1G | A1(能力)～A150(能力) A中小151(能力)～ | A大(能力) A中小1(能力)～A中小80(能力) | A大(能力) A中小1(能力)～A中小80(能力) |
| | 2G | A中小(能力) B中小(能力) | A大(能力)・A中小(能力) | A大(能力)・A中小(能力) |
| | 3G | | | A大(能力)・A中小(能力) B中小(能力) |

※アルファベット(A・B・C・D)は等級格付。アルファベットの後の数字は順位

※大・大手・中堅・中小は企業規模

「大」……中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号にいう中小企業ではない企業(資本金が3億円を超えかつ従業員数が300人を超える企業。以下「大企業」という。)

「大手」…資本金20億円以上かつ従業員数が1500人を超える大企業

「中堅」…資本金が3億円を超え20億円未満又は従業員数が300人を超え1500人以下の大企業

「中小」…中小企業基本法第2条第1項第1号にいう中小企業(資本金3億円以下又は従業員数300人以下の企業)

※入札参加に必要な能力要件は、工事発注規模に応じて別途定める

※その他入札参加に必要な要件等については、契約担当者等が別途定める